

JAF四国地域クラブ協議会共済規定

1999年1月1日制定

JAF四国地域クラブ協議会(以下JMRC四国という)はJAF四国地域クラブ協議会共済(以下共済という)を設け本規定をもって運営する。

第1章 総則

第1条(目的)

JAF公認競技会における共済加入者の人身事故に関わる救済及び社会的権利と地位に関わる救済を目的とする。

第2条(対象者)

対象者はJAFより競技運転者許可証、公認審判員許可証の交付を受け、JMRC四国に加入したJAF登録クラブ及び団体の会員またはJMRC四国承認クラブ会員とする。

第3条(運用と適用)

本規定の運用と本規定の適用については、JMRC四国運営委員会が行う。

第4条(期間)

本共済の有効期間は加入年度の1月1日もしくは加入時より、その年度12月末日迄とし、共済拠出金は掛け捨てとする。

第2章 財務

第5条(財源)

本制度の財源は、第2条における対象者による共済拠出金(以下拠出金)補助金、寄付金、及びその他の収入(利子を含む)による。

第6条(拠出金)

拠出金の額及びこれに関するその他の項目は、別に定めるJAF四国地域クラブ協議会共済運営要項(以下運営要項という)によって定める。

第7条(拠出金の徴収)

拠出金の徴収は次によって行う。

1. 対象者からの徴収は、JMRC四国が行う。
ただし、やむを得ない場合はJMRC四国の了承のもとに、これを然るべき機関に委託することができる。
2. 前項の委託方法は、運営要項によって定めるものとし、その場合は委託機関に手数料を支払うものとする。

第8条(運営)

運営に関する経費は財源より負担する。

第3章 給付金

第9条(給付)

JAF公認競技会において共済加入者に下記事項が発生した場合、別に定めるJAF四国地域クラブ協議会共済給付細則(以下給付細則という)及びJMRC共同共済給付細則により給付金を支払う。

1. 負傷
2. 死亡
3. 対人賠償の義務負担
4. 社会的地位を脅かされた場合

第10条(給付の対象)

給付を受けるものは次の通りとする。

1. 死亡の場合 : 予め本人が定めた受取人、又は法廷相続人。
2. 死亡以外の場合: 本人

注)本人が死亡時の受取人を指定する場合は、拠出金納入時にそれを行わなければならない。

第11条(給付請求の方法)

給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告しなければならない。
給付請求に関するこの余の事項は、給付細則に定める。

第4章 改定

第12条(本規定の改定)

本規定の改定は、JMRC四国運営委員会において、3分の2以上の賛成を必要とする。

以上

JAF四国地域クラブ協議会共済運営要項

JAF四国地域クラブ協議会共済規定(以下規定という)に基づき以下の要項を定め運営する。

第1条(拠出金の金額)

規定、第5条に定める拠出金は、対象者1名について、年間1000円とする。

第2条(改定)

本要項の改定は、JMRC四国運営委員会3分の2以上の賛成を必要とする。

第3条(JMRC共同共済)

各JAF登録クラブ地域協議会の相互扶助、ならびに共済の運用について地域格差を無くすことを目的に、JMRC共同共済会に加入する。

第4条

JAF四国地域クラブ協議会共済給付細則(以下給付細則という)第3条、別表1. 給付金給付区分表の50%以上はJMRC共同共済会から給付され、50%未満は、給付細則、第1条-2により給付される。

第5条(共済事務局)

本規定の事務処理するために共済事務局(運営委員により互選により選出)を置く。共済事務局費用等運営に関わる諸費用は、本規定8条による。

JAF四国地域クラブ協議会共済給付細則

JAF四国地域クラブ協議会共済規定(以下規定という)に基づき、以下の細則を定める。

第1条(給付)

JMRC共同共済給付細則第4条及び、本規定第9条に定める給付は、次の通りとする。

1. JAF公認競技会における、同一年度内の給付金最高限度額は、1名1000万円とする。但し、JAF四国地域クラブ協議会共済運営要項第4条を適用する。同一年度内とは対象者が共済に加入した年の1月1日もしくは加入時よりその年の12月31日までとする。
2. JAF四国地域クラブ協議会共済給付細則(以下給付細則という)第3条別表1. 給付金給付区分の50%未満は、その都度運営委員会により額を決定する。なお、給付は給付細則、別表2. 給付金給付区分表に定める。
3. 対象競技会はJAFによって公認され、かつ国内で開催された競技会とする。
4. 対象範囲は、JAF公認競技会の競技開催中における、競技参加受付から、競技会終了までの競技に関わる事故とする。
5. 上記以外の催事、行事(走行会、講習会、練習会、アトラクション等)における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第2条(給付請求の方法)

給付の請求は、別に定める書式によって当該主催クラブを通じて、JMRC四国事務局に提出して行う。

書式には次のものを入れなければならない。

1. 申請書
2. 添付書類: 許可証、診断書またはその写し申請書に必要な添付書類
3. その他: 審査の段階で必要とされたもの

第3条(改定)

本細則の改定は、JMRC四国運営委員会3分の2以上の賛成を必要とする。

別表1. 見舞金給付区分表(JMRC全国共同共済適用)

給付金区分-1・・・100%
1) 死亡 2) 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの
給付金区分-2・・・100%
1) 両眼が失明したもの 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6) 両上肢の用を全廃したもの 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8) 両下肢の用を全廃したもの 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの
給付金区分-3・・・80%
1) 1眼が失明したもの

<ul style="list-style-type: none"> 2) 両眼の視力が0.02以下になったもの 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 7) 両耳の聴力を全く失ったもの
<p>給付金区分—4・・・70%</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したのもの 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4) 両手の手指の全部を失ったもの
<p>給付金区分—5・・・60%</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 両眼の視力が0.06以下になったもの 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの、 4) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの
<p>給付金区分—6・・・50%</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3) 1上肢を腕関節以上で失ったもの 4) 1下肢を足関節以上で失ったもの 5) 1上肢の用を全廃したもの 6) 1下肢の用を全廃したもの 7) 両足の足指の全部を失ったもの <p>以上</p>

別表2. 給付金給付区分表 (JMRC四国共済適用)

区分	後遺障害	見舞金
①	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8. 1手の5の手指又はおや指及びひとさし指を含み4の手指を失ったもの 	170万円
②	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を含み3以上の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指又はおや指及びひとさし指を含み4の手指の用を廃したものの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの 	140万円
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの 	

③	<p>4. 1手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指を含み3以上の手指の用を廃したものの</p> <p>5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの</p> <p>6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>8. 1上肢に仮関節を残すもの</p> <p>9. 1下肢に仮関節を残すもの</p> <p>10. 1足の足指の全部を失ったもの</p> <p>11. 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの</p>	100万円
④	<p>1. 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2. 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6. 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9. 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12. 1手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み2の手指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>13. 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものの</p> <p>14. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>15. 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16. 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	80万円
⑤	1. 事故から180日以内に入院を開始し、連続して5日以上入院した時、5日目から180日の範囲内	1日1500円
⑥	1. 事故により180日以内に通院したとき、5日目から80日の範囲内	1日750円

給付細則は1999年1月1日制定